

まえさわ介護センター
指定管理者募集要項

令和8年9月
奥州市福祉部長寿社会課

目 次

1	指定管理者募集の概要	1
2	対象施設の概要	1
3	指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	1
4	指定期間	5
5	応募資格	5
6	指定管理に関する経費	7
7	指定管理者の審査・選定・指定の方法	8
8	協定書の締結	9
9	指定までのスケジュール	9
10	応募手続等	11
11	問い合わせ先及び書類の提出先	12
	〔参考資料1〕指定管理者指定申請に係る提出書類一覧	13
	〔参考資料2〕奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、 同条例施行規則	14
	〔参考資料3〕まえさわ介護センター条例	19

1 指定管理者募集の概要

まえさわ介護センターの設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項、奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成18年奥州市条例第91号）及び奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則（平成18年奥州市規則第67号）【参考資料2】並びにまえさわ介護センター条例（平成18年奥州市条例第175号。以下「条例」という。）【参考資料3】の規定に基づき、まえさわ介護センターの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

本募集要項のほか、詳細については、まえさわ介護センター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとします。

なお、現在運営している事業は、短期入所生活介護事業（ショートステイ）、居宅介護支援事業、障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業です。これは、現在の市内介護サービスの利用状況に鑑み、提供サービスを選択したものであり、現在実施している事業を継続することとして本募集を行うものであります。現在実施している事業以外の事業（通所介護事業等）の実施を妨げるものではありませんので、通所介護事業等を実施される場合には、その旨御提案願います。

2 対象施設の概要

(1) 名 称

まえさわ介護センター

(2) 所在地

奥州市前沢字立石180番地1

(3) 設置目的

在宅における介護を支援する。

(4) 開設時期

平成11年4月

(5) 建物の構造

構 造：鉄筋コンクリート造 2階建て

敷地面積：20,248㎡（前沢健康管理総合センター全体の総面積）

延床面積：2,327.67㎡

(6) 施設の内容

施設の内容その他詳細は、別紙「まえさわ介護センター概要書」を参照願います。

3 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

(1) 管理運営形態

本施設は、市が支払う指定管理料及び利用料金制の導入による利用料金により、管理運営していただきます。

ア 利用料金制とは

一般的に、施設を利用したときの料金は、「使用料」として市の収入としています。が、利用料金制度は、市ではなく、その施設の指定管理者の収入とする制度です。

また、利用料金の額を、条例に定められた額の範囲内で、市長の承認を受けて指定管理者が設定することとします。利用者が支払った料金は、指定管理者が自分の収入

として受け取り、施設の運営に充てることになります。

イ 利用料金等の設定について

利用料金は、条例第8条に定める範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て決定します。料金の算定方法や納付方法の詳細については、応募時に提案していただきます。

ウ 利用料金の減免について

利用料金の減免については、条例第9条を適用していただきます。

エ 利用料金の返還について

利用料金の返還については、条例第10条を適用していただきます。

(2) 管理基準

ア 個人情報等の取扱・情報公開の推進

管理、運営の際に知り得た個人情報等については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、奥州市個人情報保護条例（平成18年奥州市条例第26号）及び奥州市長が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年奥州市規則第26号）に基づき取扱いに十分注意し、職員に周知徹底を図ってください。それ以外のものについては、奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号）及び奥州市長が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成18年奥州市規則第17号）に基づき積極的に情報公開に努めてください。なお、個人情報等の漏えい等の行為には、奥州市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

イ 目的外使用の基準

今回募集する施設は、市の財産の分類上、行政財産として区分されています。この行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。ただし、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができるとされております。このことを行政財産の目的外使用許可といいます。この使用許可は、市長のみが行行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。

目的外使用許可の基準に該当する申請や疑義がある申請が直接指定管理者にあった場合については、指定管理者が判断するのではなく、速やかに奥州市福祉部長寿社会課へ引き継いでください。

指定管理者が、次に掲げる目的で施設を使用する場合は、目的外使用の許可を得てください。ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、奥州市福祉部長寿社会課と協議してください。

- ・ 指定管理者の業務の範囲以外で、自らの負担で自主事業等を実施する場合において、その内容が目的外使用に該当すると認められるとき。
- ・ 指定管理者が当該施設に利用者の利便を図る等の理由により、売店及び喫茶コーナーの設置、物品の販売、自らの広告物掲示等を行うとき。
- ・ 上記のほか施設の設置目的又は用途に反し施設を使用するとき。

ウ 緊急時の対応について

施設の管理保全に努め、被害の拡大防止を図るとともに、開館時間内においては、施設利用者の避難誘導等安全の確保に努めてください。（詳細は、仕様書に定めるとおり。）

エ 環境への配慮について

省エネルギー及びリサイクルに配慮した環境にやさしい運営に努めてください。

オ その他

公の施設であることを認識し、公平な管理を行うとともに市民サービスの向上に努めてください。

法、条例、施行規則及び関係法令を遵守し、適切な管理に努めてください。

(3) 指定管理者に代行させる業務等の範囲

条例第12条に規定する業務とします。（詳細は、仕様書に定めるとおり。）

(4) 業務の推進体制

ア 勤務形態

各職員の勤務形態は、全体の業務に支障が生じないような勤務時間を設定するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。

イ 人員体制

(7) 各業務を適切に遂行するため、必要な人員を配置すること。

(イ) 統括管理責任者は、本施設の管理運営に必要な知識・経験・力量を有する者を配置すること。

(ウ) 施設及び設備の管理担当者は、当該業務に精通した者を配置すること。

(エ) 消防法に基づく甲種防火管理者、防災管理者の資格、自衛消防組織の統括管理者の資格を有する者及び建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者を配置すること。また、本施設の管理運営業務に関わる法令、条例等で求められる資格を有する者を配置し、その従事者に対して専門的な知識や技能の向上等の人材研修を行うこと。

(5) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

(6) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

その他一部の業務の再委託については、事前に市長の承認を得なければなりません。

また、再委託に当たっては、競争原理や透明性の確保を図ってください。

(7) 企画提案事業（自らの負担で行う自主事業を除く、施設設置目的に合致する事業）

ア 非指定管理業務

民間の持つノウハウ、企画力を最大限活用し、施設の設置目的を最大限達成するとともに、採算性も考慮した事業を提案してください。事業の経費は市の負担ではなく、指定管理者の経費負担で事業を実施していただきますが、そこから発生する全ての収入についても指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合は、市はこれを補填しません。

イ 指定管理業務

市の指定する指定管理業務においても、利用者サービスの向上や経費の削減が更に見込まれる事業について、積極的に企画提案を行ってください。

(8) リスク分担に対する方針

協定の締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

リスクの分類	リスク項目	リスクの内容	リスク負担者	
			奥州市	指定管理者
募集要項 リスク	関係書類の誤り	募集要項等市が作成した書類に関するもの	○	
		申請書等指定管理者が作成した書類に関するもの		○
議会リスク	指定議案の否決	指定管理者の指定議案が否決された場合の対応	○	
制度関連 リスク	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の新設や変更によるもの	協議事項	
経済リスク	物価・金利の変動	物価変動、金利変動による経費の増加	協議事項	
事業中止 リスク	指定期間満了以前 の事業中止	市の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄、破綻		○
維持管理 リスク	需要変動 ・施設競合	施設競合による利用者・収入の減少や、当初の 需要見込みと異なる状況となった場合		○
	施設・設備・備 品等の損傷、修 繕	経年劣化によるもの（大規模なもの） ※協定に定められた一定の額を超えるもの	○	
		経年劣化によるもの（上記以外のもの） ※協定に定められた一定の額以下のもの		○
		管理上の瑕疵による損傷等		○
		施設の構造上の瑕疵による損傷等	○	
	行政的な理由に よる事業の変更	行政的理由から業務の全部若しくは一部を中止 した場合又は業務内容を変更した場合	○	
	業務の不履行	指定管理者による協定書及び仕様書等の内容の 不履行		○
	施設の臨時休館	管理上の瑕疵による臨時休館		○
		施設、設備等の不備や施設改修による臨時休館	○	
	セキュリティ	警備不備による情報の漏洩や犯罪発生等		○
		上記以外のもの	○	
	広報活動	市広報媒体への掲載（広報おうしゅう、HP等）		市へ依頼
		その他の広報活動		○
社会リスク	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者 に損害を与えた場合		○
		上記以外の場合	○	
	周辺地域、住 民、利用者への 対応	地域との協調		○
		指定管理者業務内容、自主事業に対する地域、 住民、利用者等からの要望、苦情への対応		○
	施設設置に起因する住民等からの反対、苦情等 への対応	○		
不可抗力		天災・暴動等による履行不能 ※不可抗力＝暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、 火災、争乱、暴動、その他市や指定管理者の 責めに帰すことができない自然的又は人的な 現象	協議事項	
事業終了時の原状復帰		指定管理期間の終了又は期間途中における指定 管理者の責めによる指定取消しの場合の原状復 帰等の費用		○

(9) 指定の取消し等

市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・ 関係法令、条例、施行規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
- ・ 関係法令、条例、施行規則又は協定書に違反したとき。

- ・ 募集要項の応募資格に不適合となったとき。
- ・ 経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。

このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(10) モニタリングの実施

ア モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定を取り消すことがあります。

(7) 事業報告

毎年度終了後に当該公の施設の管理業務に関し事業報告書を作成し、年度終了後30日以内に市に提出していただきます。また、その月ごとの運営状況を把握するための月次報告書を市に提出していただきます。必要に応じて、随時報告書を提出していただくことがあります。

(イ) 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

(ウ) 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

(エ) 評価

本施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表することとします。

イ 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告していただきます。

ウ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が奥州市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者に対し帳簿書類その他の記録を提出していただく等の協力を求める場合があります。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とします。

5 応募資格

(1) 応募資格は次の要件を全て満たすものとします。

ア 指定期間中、当該施設を安定して管理運営できる団体（法人格の有無は問わず、任意の団体も可）であること。

イ 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

ウ 当該施設を管理するに当たって資格や免許が必要な場合は、その資格等を有していること。

エ 法人その他の団体又はその代表者（以下「団体等」という。）が、次の事項に該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加できない団体等又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる団体等

(イ) 本市から指名保留又は指名停止措置を受けている団体等

(ウ) 法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しから5年を経過していない団体等

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続を行っている団体等

(オ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体等

(カ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体等

オ 法人その他の団体又はその代表者等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が、次の要件に該当しないこと。

(ア) 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）第7条第1項に規定する暴力団関係者

(イ) 拘禁刑の執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなってから2年を経過していないこと。

カ 直近3年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと。（必要な措置の実施については労働基準監督署に報告済みであること。）

キ 施設の管理運営にあたり、次に掲げる条件を満たすことが可能な団体であること。

(ア) 地域の実情把握による円滑な管理運営

(イ) 緊急時における対応の迅速化

(ウ) 地域の活性化、雇用等の創出

ク 奥州市内に事務所等の活動拠点を有すること。

(2) 本市指定管理者の選定に当たっては、法第92条の2、法第142条、法第166条第2項、法第180条の5第6項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第11項に規定する兼業禁止の規定を準用させるものとします。

(3) 指定管理開始前及び開始後において、資格を失効又は取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

※ 共同事業体（複数の法人・団体により構成する企業連合等）の場合の注意事項

① 複数の法人・団体により構成する共同事業体も可能としますが、同一の法人・団体が同一の施設に応募する複数の共同事業体へ参加することはできません。

② 共同事業体で応募する場合は、代表する法人（以下「代表構成員」という。）を定めていただきます。

③ 法人格を持たない団体については、共同事業体の構成員となることはできますが、代表構成員になることはできません。

④ 5の(1)のア、イ、オ及びカ並びに(2)については、共同事業体の各構成員が全て満たすものとします。

- ⑤ 5 (1) ウについては、共同事業体の構成員のいずれかが満たすものとします。
- ⑥ 構成員が応募資格を喪失した場合、共同事業体としても応募資格を喪失したものとします。
- ⑦ 共同事業体は、やむをえない事由を除きその構成員を変更することができません。
- ⑧ 奥州市が代表構成員に対して行った行為は、当該共同事業体全ての構成員に対して行われたものとみなします。

6 指定管理に関する経費（経費負担区分等の詳細は、仕様書に定めるとおり。）

指定管理者は、指定期間中の会計年度ごとに、市が支払う指定管理料と指定管理者の収入となる利用料金により、上記管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

(1) 指定管理料の上限額（税込）

金 48, 522 千円／3年（令和9年4月1日から令和12年3月31日まで）

金 16, 174 千円／年（令和9年度から令和11年度までの各年度上限額）

※ 上記金額積算における消費税率は、10%としています。

(2) 指定管理料の支払方法

ア 指定管理者に支払う管理業務に係る指定管理料は、事業計画書及び収支計画書において提示のあった金額を踏まえ、市の予算の範囲内で市と協議を行い、基本協定書で定めるものとします。

イ 具体的な指定管理料の支払方法等については、年度当初に事業計画書及び収支計画書において提示のあった金額を踏まえ、市の予算の範囲内で指定管理者と協議を行い、会計年度毎に年度協定書にて定めるものとします。

(3) 指定管理料等の精算（取扱い）

当初収支予算の指定管理料、利用料金、指定事業収入、その他指定管理業務の実施に伴い見込まれる収入の精算（取扱い）については、下記のとおりとします。

ア 経費の節減等経営努力により生み出された指定管理料の剰余金については、協定により精算すべきものと定めたものを除き、原則として精算を行わないものとし、指定管理者の利益とします。

イ 本来行うべき業務を行わなかったため費用が減少し、利益が生じたと認められる場合にあっては、当該年度又は当該翌年度の指定管理料を減額する方法若しくは、協議のうえ市の定める方法により指定管理料を還元させることができるものとします。

ウ 利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合でも、原則として補填は行いません。

エ 指定管理者の業務に係る毎年度の損益計算において、指定管理者に利益が生じた場合は、経営努力により生み出された指定管理料の剰余金を含み、その額が指定管理者の収益規模や利用者の負担等に照らし、過大であると認められる場合は、当該過大な利益について、以下のとおり利益の還元をお願いしております。

(ア) 還元額の計算

指定管理者は、一事業年度において、剰余金（総収入額が総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額で、自主事業に係るものを含みます。）が生じ、原則として、剰余金が当該年度の総収入額の10%に当たる額を超える場合には、剰余

金と当該年度の総収入額の10%に当たる額の差額の2分の1の額を市に還元するものとします。ただし、自主事業に係る収支が赤字となった場合は、自主事業を除く指定管理業務の収支により利益の還元額を計算します。

【例】

① 自主事業に係る収支が黒字となった場合

	収入	支出	剰余金
指定管理業務	1,000万円	700万円	300万円
自主事業	500万円	400万円	100万円
合 計	<u>1,500万円</u>	<u>1,100万円</u>	<u>400万円</u>

※ 利益の還元額＝（400万円－1,500万円×0.1）／2＝125万円

② 自主事業に係る収支が赤字となった場合

	収入	支出	剰余金
<u>指定管理業務</u>	<u>1,000万円</u>	<u>700万円</u>	<u>300万円</u>
自主事業	100万円	300万円	△200万円
合 計	1,100万円	1,000万円	100万円

※ 利益の還元額＝（300万円－1,000万円×0.1）／2＝100万円

③ 指定管理業務に係る収支が赤字となった場合

	収入	支出	剰余金
指定管理業務	900万円	1,000万円	△100万円
自主事業	500万円	300万円	200万円
合 計	<u>1,400万円</u>	<u>1,300万円</u>	<u>100万円</u>

※ 利益の還元額＝（100万円－1,400万円×0.1）／2＝△20万円（利益の還元なし）

(4) 還元方法

市との協議に基づき、次のいずれかの方法により還元するものとします。

- ① 市の発行する納入通知書により市に納付する方法
- ② 次年度以降の指定管理料を減額する方法

(4) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。

また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(5) 納税義務について

指定管理者は、法人等にかかる市民税、新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、詳細は、奥州市財務部税務課にお問い合わせください。

なお、法人税、消費税等の国税については水沢税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、岩手県県税部へお問い合わせください。

7 指定管理者の審査・選定・指定の方法

(1) 基本的な考え方

公の施設（以下「施設」という。）は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利

用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査・指定方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを施設所管課等において確認を行い、応募資格等に該当する応募者について、必要に応じてヒヤリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査し、指定管理者候補者の選定を行います。

審査は、8名以内で構成する奥州市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において非公開で行います。

指定管理者候補者選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

(3) 指定管理者候補者選定基準

指定管理料に係る提案額が6(1)に定める上限額を超えないことと併せ、次の基準によるものとします。

- ア 利用者の平等な利用が確保されること。
- イ 施設の効用が最大限に発揮されること。
- ウ 住民サービスの向上が図られること。
- エ 施設の設置目的に合致した適切な管理運営が行われること。
- オ 施設管理経費の縮減が図られること。
- カ 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的又は物的能力を有すること。
- キ その他、施設の性質、目的等に応じて定める基準を満たしていること。

(4) 審査・指定結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。

また、選定した候補者の氏名及び住所、応募者の名称（五十音順に記載）、審査点（点数順に記載。ただし、応募者が2者の場合、次点者の審査点は公表しない。）などの審査結果並びに指定結果については、市ホームページ等で公表します。

8 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、指定期間における基本的な事項を包括的に定めた「基本協定」及び年度ごとの「年度協定」を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

なお、指定管理者が共同事業体となった場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出していただきます。

9 指定までのスケジュール

(1) 募集要項の公表・配布

ア 市ホームページへの公表

令和8年9月1日(火)から令和8年9月30日(水)まで

イ 市役所での配布

令和8年9月1日(火)から令和8年9月29日(火)までの平日午前9時から午後5時まで

配布場所：奥州市役所 本庁 福祉部 長寿社会課
前沢総合支所 市民福祉グループ

配布資料

- ① 本募集要項及び仕様書
- ② まえさわ介護センター概要書、施設平面図、指定管理区域図
- ③ 指定管理者指定申請書（規則様式）
- ④ 事業計画書（別紙1）
- ⑤ 企画提案事業計画書（自主事業分）（別紙2-1）、企画提案事業計画書（指定管理事業分）（別紙2-2）
- ⑥ 収支予算書（総括表）（別紙3-1）、収支予算内訳書（別紙3-2）
- ⑦ 団体等概要書（別紙4）（共同事業体の場合 別紙4-1、4-2）
- ⑧ 申請団体役員名簿（別紙5）
- ⑨ 誓約書（別紙6）

(2) 説明会・現地見学会の開催

開催日時：令和8年9月15日（火）午後2時から

集合場所：前沢健康管理総合センター会議室

申込方法：参加を希望する場合は、「まえさわ介護センター指定管理者応募説明会参加申込書（別紙7）」に必要事項を記入し、持参又は郵送、電子メールのいずれかで、下記書類提出先へ令和8年9月14日（月）正午（必着）までにお申込みください。参加人数は、各団体3名以内とします。

なお、事前の連絡がない場合は、説明会・現地見学会の参加をお断りする場合があります。また、参加希望者多数の場合は、当方で日程、時間等を調整させていただく場合があります。

(3) 質問受付期間

受付期間：令和8年9月1日(火)から令和8年9月17日(木)までの平日午前9時から午後5時まで

受付方法：「まえさわ介護センター指定管理者の応募に関する質問書（別紙8）」に質疑趣旨を簡潔にまとめて記入し、下記提出先まで持参又は郵送、電子メールのいずれかで、期間内に送付（郵送の場合は必着）してください。受付期間外の提出及び適正な手続きによらない照会（口頭、電話等）には回答いたしません。

なお、共同事業体で応募する場合は、代表団体がとりまとめのうえ、質疑してください。

回答方法：質問及び回答は、市のホームページ、本庁福祉部長寿社会課及び前沢総合支所市民福祉グループで公表します。

なお、回答内容は、募集要項等の追加又は修正とみなすものとします。

(4) 申請書受付期間

受付期間：令和８年９月１日（火）から令和８年９月30日（水）までの平日午前９時から午後５時まで

提出方法：申請書を提出される場合は、上記受付期間中に本庁長寿社会課又は前沢総合支所市民福祉グループへ直接持参してください。郵送、FAX、電子メール等による受付はいたしません。

(5) 審査・通知等

◆ 選定委員会開催（提案内容審査、プレゼンテーション等）	令和８年10月下旬頃
◆ 選定結果の通知・公表・指定管理者候補者との事前協議	令和８年11月中旬頃～
◆ 市議会へ指定議案・債務負担行為設定議案を上程	令和８年12月上旬頃
◆ 指定の通知	令和８年12月中旬頃
◆ 基本協定書の締結	令和９年２月中旬頃
◆ 事務引継ぎ・トレーニング	令和９年２月～３月
◆ 年度協定書の締結	令和９年３月中旬頃

10 応募手続等

(1) 申請書類等の提出方法等

- ・ 市のホームページ、奥州市役所本庁舎２階福祉部長寿社会課又は前沢総合支所市民福祉グループで書類を入手し、本庁福祉部長寿社会課又は前沢総合支所市民福祉グループへ直接提出してください（郵送、FAX、電子メール等による送付、受付はいたしません）。
- ・ 応募に要する経費は全て応募者の負担となります。
- ・ 応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、申請書受付期間内は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費等の根幹に関わる内容の変更は、認めません。

なお、提出された文書については、情報公開の対象文書となりますので、情報公開請求者の求めがあった場合には、奥州市情報公開条例及び奥州市長が保有する行政文書の開示等に関する規則の規定に基づき公開することとなります。

(2) 提出書類

提出書類：【参考資料１】「指定管理者指定申請に係る提出書類一覧」のとおり。

提出部数：正本１部、副本９部

※ 応募により知り得た個人情報、審査項目を確認する以外の目的で一切使用しません。

(3) 応募に関する留意事項

ア 不当な接触の禁止

選定委員会委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本提案についての不当な接触（現場説明会・面接・応募に関する質問等の正当な行為を除く。）を禁じます。不当な接触の事実が認められた場合には、失格とします。

イ 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ウ 応募書類の取り扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

エ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、指定管理者指定申請に対する辞退届（別紙 9）を提出してください。

オ 提出書類の著作権

奥州市が提示する設計図書等の著作権は奥州市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、必要と認めるときは、奥州市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

カ 資料等の目的外使用の禁止

奥州市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

キ 追加書類の提出

奥州市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

11 問い合わせ先及び書類の提出先

奥州市（本庁）福祉部長寿社会課

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目 1 番地

電 話：0 1 9 7－3 4－2 1 9 6（直通）

E-mail: chouju1@city.oshu.iwate.jp

担当者：高橋

奥州市前沢総合支所市民福祉グループ

〒029-4292 岩手県奥州市前沢字七日町裏71番地

電 話：0 1 9 7－3 4－0 2 7 3（直通）

担当者：菊地

指定管理者指定申請に係る提出書類一覧

1	指定管理者指定申請書（奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則に定める様式）	
2	事業計画書（別紙 1）	
3	企画提案事業計画書（自主事業分）（別紙 2-1） 企画提案事業計画書（指定管理事業分）（別紙 2-2）	*企画提案事業を募集要項にて定めている場合は必ず提出願います。
4	収支予算書（兼指定管理料提案書）（別紙 3-1） 収支予算内訳書（別紙 3-2）	
5	団体等概要書（別紙 4） 共同事業体構成員表（別紙 4-1） 共同事業体構成員概要書（別紙 4-2）	*パンフレット等があれば一緒に添付してください。 *共同事業体の場合（概要書は構成員全て）
6	申請団体役員名簿（別紙 5）	*共同事業体の場合は構成員全て
7	誓約書（別紙 6）	*共同事業体の場合は構成員全て
8	申請書の提出日の属する事業年度の前年における事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類	*前年の実績（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類。）ただし、申請日の属する事業年度に設立された団体等にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類。） *共同事業体の場合は構成員全て

- ※ 上記書類のほか、必要に応じて別途書類を追加提出いただく場合があります。
- ※ 指定された様式以外の書類の場合は、受理できませんので御注意ください。
- ※ 「説明会参加申込書」、「質問書」については、別途、期限内に提出してください。

〔参考資料2〕

○奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成18年奥州市条例第91号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、施設の適正な運営を確保するため必要と認められるときその他市長等が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- （1）指定管理者が管理を行う施設の名称及び所在地
- （2）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3）指定管理者に管理を行わせる期間
- （4）申請の方法
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認める事項

（指定管理者の指定の申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長等に申請しなければならない。

- （1）申請を行う団体が申請の資格を有していることを証する書類
- （2）申請を行う団体の経営状況を説明する書類
- （3）施設の管理に係る事業計画書及び収支計画書
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

（候補者の選定）

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請の資格を有するものに限る。）について、次に掲げる選定の基準に照らして審査し、当該申請に係る施設の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

- （1）当該申請が、住民の平等な利用が確保されるものであること。
- （2）当該申請が、施設の効用を最大限に発揮できるものであり、住民サービスの向上を図ることができるものであること。
- （3）当該申請が、施設の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- （4）当該申請が、施設管理経費の縮減が図られるものであること。
- （5）事業計画書に沿った管理を安定して行う人的又は物的能力を有していること又は確保する見込みがあること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長等が当該施設の性質、目的等に応じて定める基準を満たしていること。

（指定管理者の指定）

第5条 市長等は、前条の規定により候補者として選定された団体について、法第244条の2第6項に規定する議会の議決を得たときは、当該候補者として選定された団体を指定管理者に指定するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施及び利用の状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長等が必要と認める事項
(業務報告の聴取等)

第7条 市長等は、法第244条の2第10項の規定に基づき、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第8条 市長等は、法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設の当該施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設の当該施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第11条 指定管理者の役員及び職員並びにその管理する施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は管理業務以外に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の水沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成17年水沢市条例第20号）、江刺市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年江刺市条例第41号）、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年前沢町条例第12号）、公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成17年胆沢町条例第22号）又は衣川村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成17年衣川村条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす

○奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則（平成18年奥州市規則第67号）

（趣旨）

第1条 この規則は、奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成18年奥州市条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募の方法）

第2条 条例第2条本文の規定による公募は、公告、市の広報紙への掲載、インターネットの利用その他広く住民及び団体に周知することのできる方法によって行うものとする。

2 条例第2条第5号の規定による市長等が特に必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

（1）公の施設（以下「施設」という。）の概要

（2）申請を受け付ける期間

（3）条例第3条第1号から第3号までに掲げる書類等の内容

（4）条例第4条各号に掲げる選定の基準

（5）施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項（利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合に限る。）

（申請の書類）

第3条 条例第3条の規定による申請は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

（指定管理者選定委員会の設置）

第4条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定するときは、指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（選定結果の通知）

第5条 市長は、条例第4条の規定により候補者を選定したときは、申請を行った団体（以下「申請団体」という。）に対し、速やかに、その結果及び選定経過を通知しなければならない。

（再度の選定）

第6条 市長は、前条の規定による通知をした後、条例第4条の規定により選定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申請団体（候補者を除く。）の中から委員会の選定結果で次順位となったものを候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により再度候補者を選定したときは、当該団体に対し、速やかに、その結果を通知しなければならない。

（協定の締結等）

第7条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者の指定をしたときは、その旨を当該指定管理者に通知するとともに、当該指定管理者と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の管理の業務に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項（第2条第2項第5号に規定する場合に限る。）
- (3) 市が支払うべき施設の管理に係る費用に関する事項
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第7項の規定による事業報告に関する事項
- (5) 法第244条の2第10項の規定による業務又は経理の状況に関する報告、調査又は指示に関する事項
- (6) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関する事項
- (7) 指定管理者が施設の管理を行わなくなったときの当該施設又は設備の原状回復に関する事項
- (8) 指定管理者が施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときの市長の指示することによる損害賠償に関する事項
- (9) 指定管理者が施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 指定管理者に、その名称、住所等の変更が生じたときの届出に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(告示)

第8条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者の指定をしたとき、条例第8条の規定により当該指定を取り消したときその他指定管理者に重要な変更があったときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(補則)

第9条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の水沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則（平成17年水沢市規則第20号）、江刺市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則（平成17年江刺市規則第3号）、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年前沢町規則第16号）、公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則（平成17年胆沢町規則第21号）又は衣川村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則（平成17年衣川村規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式（第3条関係） 略

【参考資料3】

○まえさわ介護センター条例（平成18年奥州市条例第175号）

（設置）

第1条 居宅における介護を支援するため、まえさわ介護センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
まえさわ介護センター	奥州市前沢字立石180番地1

（センターの管理）

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（センターの事業）

第4条 センターにおいては、次の事業を行うものとする。

- (1) 訪問介護事業
- (2) 通所介護事業
- (3) 短期入所生活介護事業
- (4) 介護支援相談事業
- (5) 訪問給食事業
- (6) 介護予防・日常生活支援総合事業（第一号事業に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、在宅福祉の向上に必要と認める事業

2 前項第1号から第3号までに掲げる事業にあつては介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文又は第53条第1項本文の指定を、前項第6号に掲げる事業にあつては同法第115条の45の3第1項の指定を受けて行うものとする。

3 第1項各号に掲げる事業のほか、センターの附帯事業として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び同法第77条に規定する地域生活支援事業を行うものとする。

（附帯事業所）

第5条 センターに附帯する事業所（以下「附帯事業所」という。）として、次のものを置くものとする。

名称	位置
前沢居宅介護支援事業所	奥州市前沢字立石180番地1

（附帯事業所の事業）

第6条 附帯事業所においては、センターが行う事業との連携を図りながら、介護保険法第46条第1項の指定を受けて、同法第8条第1項に掲げる事業と一体的に行う居宅介護支援事業を行うことができる。

（サービス利用料）

第7条 センター及び附帯事業所を利用する者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当

該各号に掲げるサービス利用料を利用の都度又は別に指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、事業の利用に当たり必要な日常生活物品等の購入その他の事業の利用に必要な費用については、サービス利用料とともにその実費を負担するものとする。

(1) 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事業（同号に掲げる事業にあつては、食事の負担限度額及び滞在費の負担限度額に係るものを除く。）介護保険法第41条第1項本文の指定を受けて行う場合にあつては同条第4項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現にサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現にサービスに要した費用の額とする。以下「基準費用額」という。）からセンターに支払われる居宅介護サービス費の額を、同法第53条第1項本文の指定を受けて行う場合にあつては同条第2項の規定による基準費用額からセンターに支払われる介護予防サービス費の額をそれぞれ控除して得た額のサービス利用料

(2) 前条に掲げる事業 介護保険法第46条第2項の規定による基準費用額から附帯事業所に支払われる居宅介護サービス計画費の額を控除して得た額のサービス利用料

(3) 第4条第1項第3号に掲げる事業（第1号に掲げる事業を除く。） 介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食事の基準費用額（同法第51条の3第1項及び第61条の3第1項に規定する特定入所者に該当するときは、同法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食事の負担限度額）並びに同法第51条の3第2項第2号及び第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同法第51条の3第1項及び第61条の3第1項に規定する特定入所者に該当するときは、同法第51条の3第2項第2号及び第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）に相当するサービス利用料

(4) 第4条第1項第6号に掲げる事業 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業に要する費用の額からセンター及び附帯事業所に支払われる同法第115条の45の3第2項の規定による第一号事業支給費の額を控除して得た額のサービス利用料

(5) 第4条第3項に掲げるセンターの附帯事業 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項及び第30条第2項並びに附則第22条第4項の規定により主務大臣が定める基準（以下この号において「基準」という。）により算定したサービス利用料（基準に定めのないものについては、別表に定めるサービス利用料）

2 前項のサービス利用料のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税が課されることとなるものについては、その額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加算した額をサービス利用料の額とする。

（利用料金）

第8条 市長は、センターの管理を第3条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にセンター及び附帯事業所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者が収受する利用料金は、前条に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（サービス利用料の減免）

第9条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条におい

て同じ。)は、必要があると認めるときは、市長が別に定めるところ(指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第12条第2項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。)によりサービス利用料(指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。)を減額し、又は免除することができる。

(サービス利用料の還付)

第10条 既納のサービス利用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、市長が別に定めるところによりサービス利用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償等)

第11条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があるときと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の業務)

第12条 センターの管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項に規定する事業、同条第3項に規定するセンターの附帯事業及び第6条に規定する事業を行うこと。
- (2) 第8条第1項の規定に基づき、利用料金を収受すること。
- (3) 第9条の規定に基づき、利用料金を減額し、又は免除すること。
- (4) 第10条ただし書の規定に基づき、利用料金を還付すること。
- (5) 前条の規定に基づき、施設又は設備を原状に回復するよう指示すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第3号及び第4号の行為に関する基準を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日までに、合併前のまえさわ介護センター条例(平成11年3月26日前沢町条例第3号)、介護保険事業使用料及び手数料条例(平成12年前沢町条例第12号)及び訪問看護利用料条例(平成11年3月26日前沢町条例第4号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月20日条例第353号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例の規定による改正後の奥州市介護保険高額サービス資金貸付基金条例、奥州市訪問介護に関する条例、まえさわ介護センター条例、胆沢高齢者総合福祉施設ぬくもりの家条例、奥州市介護保険条例、奥州市居宅サービス事業所等条例、奥州市市営住宅管理条例及び奥州市総合水沢病院の使用料及び手数料条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18年11月24日条例第359号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月14日条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月21日条例第31号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に利用するサービスに係る利用料から適用し、同日前までに利用するサービスに係る利用料については、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月16日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、平成22年7月1日以後に利用したサービスに係る利用料から適用し、同日前までに利用したサービスに係る利用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に利用を開始するサービスに係る利用料について適用し、同日前までに利用を開始するサービスに係る利用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月7日条例第17号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月14日条例第7号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月19日条例第20号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年6月26日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後に利用するサービスに係る利用料から適用し、同日前までに利用するサービスに係る利用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日条例第32号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月26日条例第17号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月21日条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月29日条例第6号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

1 サービス利用料

利用者区分	サービス利用料
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯又は利用の申請を行った月の属する年度（申請を行った月が4月から6月までの場合においては、前年度。以下同じ。）分の市町村民税が課税されていない世帯（利用者のみ又は利用者及び当該利用者と同一の世帯に属するその配偶者のみに限る。以下同じ。）の世帯員	0円
2 利用の申請を行った月の属する年度分の市町村民税の所得割の額を合計した額が16万円未満である世帯の世帯員（1の項に該当する世帯員を除く。）	利用単価の100分の6に相当する額
3 1の項及び2の項に該当する世帯員以外の者	利用単価の100分の10に相当する額

2 利用単価

(1) 移動支援事業

区分	利用時間数	利用単価
身体介護を伴う場合	30分未満	2,540円
	30分以上1時間未満	4,020円
	1時間以上	5,840円に所要時間1時間から計算して所要時間30分増すごとに830円を加算した額

身体介護を伴わない場合	30分未満	1,040円
	30分以上45分未満	1,510円
	45分以上1時間未満	1,950円
	1時間以上1時間15分未満	2,360円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,730円
	1時間30分以上	3,080円に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分増すごとに350円を加算した額

(2) 地域活動支援センター

ア 併設型身体障がい者地域活動支援センター

障がいの程度	利用時間数	利用単価
食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準じる程度	4時間未満	2,770円
	4時間以上6時間未満	4,620円
	6時間以上	6,000円
食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準じる程度	4時間未満	2,520円
	4時間以上6時間未満	4,190円
	6時間以上	5,460円
上記のいずれにも該当しない程度	4時間未満	2,260円
	4時間以上6時間未満	3,780円
	6時間以上	4,910円

イ 入浴加算 1日400円

ウ 送迎加算 片道270円

エ ア、イ及びウに定める地域活動支援センターに要する額は、利用者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給対象となる事業(共同生活援助を行う事業を除く。)又は同法第30条に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の対象となる事業を受けている間は、算定しない。